

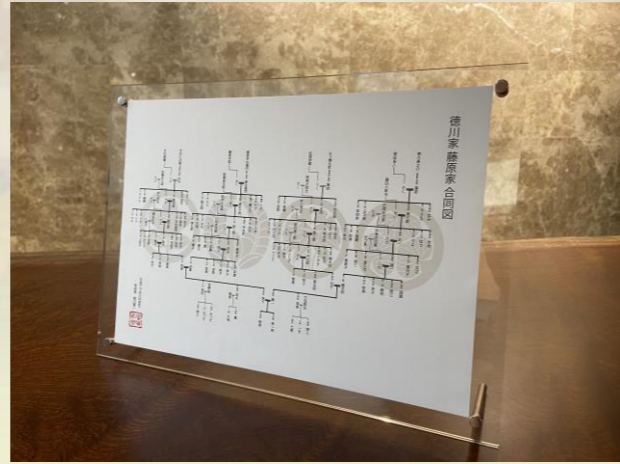


# 家系図「絆 (きずな)」

事実を知る

家系図作成にあたり、弊社では戸籍（明治19年式）を遡って取り寄せ調査を行っております。

戸籍には、一人ひとりの出生日・婚姻・没年や転籍・養子縁組などの事実が記載されています。



家系図として図形化することで、意外にも今まで親族から伝えられてきた事とは違う事実を発見することがあります。

その事実を知ること、心が救われ、良い方向へ生き方が変わった方もいらっしゃいます。

※「過去を知り、今に活かし、後世に引き継ぐ」ことが家系図の意義です。

家系図作成には、ご先祖様からのメッセージを受け取るチャンスが秘められているのかもしれませんが。

家系図セミナーも開催しております。  
お気軽にお問い合わせください。 担当：村上

家系図「絆」についての詳細はWebサイトをご覧ください。  
また、資料を無料にてお送りいたします。 詳しくは



司法書士法人 相続法務  
株式会社相続不動産コンシェルジュ  
株式会社絆コーポレーション

東京都世田谷区祖師谷3-4-7  
伊地智ビル

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

Web https://ilg.jp/



相続法務グループ

2021年 秋号

## のりのり通信

不動産・相続の真の情報をお届けします



### 【60兆個の細胞と地球】

人間には60兆個の細胞があり、それぞれが役割を果たし、補完し合いながら生きている。それぞれの細胞が他の細胞を脅かしていたら、人間という身体は維持できない。60兆個の細胞は、人間という身体を維持する「目的」を持ってそれぞれが働いているのだ。そして違う「目的」を持った細胞が予期せず入ってくる。ガン細胞だ。

『生体内の自律的な制御を受けずに勝手に増殖を行うようになった細胞』が悪性腫瘍、いわゆるガン細胞と言われている。つまり、人間の身体の「目的」に従わずに勝手に増殖して、周りの細胞に侵食していくのです。

この事柄を地球に当てはめてみると、同じような構造になっているのに気付く。80億人近い人間が地球という「身体」の中に生き、それぞれが役割を果たしながら生きて、そして死んでいく。

ただし、地球の歴史から見たら、人間が生まれる前は、それぞれの動植物が生態系というものを維持して豊かな自然を作り上げていた。ところが人間が出現してからそれが変わってしまった。

「勝手に増殖を続けて、周りを侵食する」事によって生態系、つまり地球という身体のバランスを崩してしまっている。

またこの事は、地球だけでなく、人間社会の中の国や家庭という集団の中にも起こっている。『奪い合えば足らぬ、分け合えばあまる』

この原則というのは、大きくは地球の中でも起こるし、国家、地域社会、家庭、そして人間個々人にも当てはまっている。

ガン細胞のように本来の目的を忘れ、周りを侵食する様になった結果、周りの組織が崩れてしまい、結果的に自分の存在も維持できなくなる。

家族の中でも、遺産という家族の築いてきた「生態系」を奪い合う事で崩壊させてしまう。その結果はどのように出てくるのでしょうか？

とはいえ、私たち人間は、地球上の動植物を食べないと生きていけません。その大切な命を頂く事で生きていく事ができます。

健康などと同じように、大切なものは失って初めて気付く。築いたものを失ってから気付くのではなく、失う前に気付いて築き上げていきたい。

自分の事だけを考えて増殖するのではなく、本来の目的が何かを見極めていく事が、本当の幸せだと感じる今日この頃です。







代表取締役 岸 伸明

遺言書があるのに『遺産分割』が必要になるケースがある？

相続において有効な遺言書が残されていた場合、基本的にはその遺言書の内容が優先されます。しかしそれは遺言書に記載されている相続財産のみ効力が及びます。



したがって、遺言書作成後、新たに不動産を購入したり、金融資産を増やした場合、遺言書の記載次第ですが、別途遺産分割協議が必要になる場合があります。

この問題を防ぐためには「その他、本遺言に記載のない不動産、動産、有価証券、預貯金等の一切の財産」を誰に相続させるか？をきちんと記載しておく必要があります。

また、「全財産の3分の2は長男へ、3分の1は次男へ相続させる」という記載も、全体の割合しかきまっていないため、不動産名義変更

など必要な場合は同様に遺産分割協議書が必要になります。

みなさんの遺言書に「あいまい」な部分はありませんか？

遺言書は定期的に見直しメンテナンスすることをおすすめします。



当事務所にて

あなたのお悩み

解決します



相続登記をしたら、すぐ不動産業者からDMが届いた！

不動産の名義変更が終わると、様々な業者からDMが届きます。皆さんもご経験あるのではないのでしょうか？では、どうやって業者は名義が変わったことを知っているのか？そのからくりを調べてみました。



実は名簿業者や不動産業者は、情報公開制度を利用して法務局へ「行政文書」の開示を請求しているようです。

どんな文書なのかというと、相続や売買の登記申請があった不動産の一覧が記されている文書です。そこには、変更された登記の一覧が記され、所有権が変わった原因など理由も明記されています。

だからDMの内容があたかも相続が起こったことを知っているかのような内容なのですね。

この制度ですが、情報公開法に基づいているため、開示請求があった際の公開を義務づけているので、制度自体をなくすことは現状難しいです。

出来ることとして、所有者側が毅然とした態度で、そういった方法でDMを送ってくる業者には一切対応しないなど業者を選択していくことで、その情報を使う企業側に倫理観を問っていくことも必要かもしれません。



<https://support-souzoku.com/>



毎月無料相談会開催中！次回は **10月15日（金） 11月12日（金）**

お申し込みはホームページもしくは直接お電話にてお願いします。

第3金曜日

<https://ilg.jp/>

☎ **03-5429-1096**